

補助金を活用して



作物を守りませんか??

高知市では、野生鳥獣による農林作物等への被害防止および、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、鳥獣被害防止柵等を購入し、自ら設置する方に対し、補助金を交付しています。

申請から補助金受け取りまでの流れ

1 必要書類の準備および提出

- ①補助金交付申請書
- ②見積書（2社以上）
- ③施工予定地の写真（施工前）
- ④施工予定地の位置図
- ⑤出荷伝票又は販売伝票等
- ⑥市税の完納証明書（滞納無証明書）

2 高知市からの交付決定通知

⚠️ **交付決定前に**資材を購入、設置をした場合は**補助金の対象外**となります。

3 事業着手および補助金実績報告書の提出

- ①資材の購入
 - ②資材の設置
 - ③設置後の写真撮影
 - ④納品書と請求書、又は納品書と領収証を準備（資材の明細が書かれたもの）
- ⚠️ 資材の変更、延長などがあった場合は、高知市に相談してください。

4 高知市の検査および補助金額の確定通知

5 補助金請求書の提出および補助金の受け取り

⚠️ 市からの補助金の受け取りは、事業完了後（市の検査後）となります。（補助金請求後約30日）

高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業について

高知市では、野生鳥獣による農林作物等への被害防止および、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、鳥獣被害防止柵を購入し、自ら設置する方に対し補助金を交付しています。

1 補助の対象となる方

高知市内に防止柵等を設置する予定の圃場があり、同市内に住所又は事務所を有する個人又は団体で、販売（良心市などの無人販売は除く）を目的とする農作物等を継続して生産している方が対象です。

※受益戸数が3戸未満であること、市税の滞納がないこと等の要件を満たす必要があります。

2 補助の対象となる経費

以下の資材の購入に要する経費（税抜）の1/2以内で、上限は20万円です。

▲資材の加工や設置に要する経費は対象外です。また、新品の購入に限ります。

- 金網柵
- ワイヤーメッシュ柵
- 電気柵
- 複合柵
- 防鳥ネット 等



- 電気柵と併せて設置する専用の防草シート
- 固定ピン 等



- シカ等の食害から苗木等を保護するためのシェルター
- チューブ
- 保護ネット
- 支柱 等



3 申請に必要な書類

①補助金交付申請書



記載例を参考に
ご記入ください。
(押印不要)

②見積書（2社以上）



柵の種類や素材、設置の長さ（m）が会社ごとに異なることがないように注意してください。

③施工予定地の写真（施工前）



施工する前の、圃場全体が写った写真をご提出ください。

④施工予定地の位置図



準備が難しい場合は、作成の支援をいたしますので、お気軽にご相談ください。

⑤出荷伝票又は販売伝票等



農産物等を販売している事が分かる書類をご提出ください。（共同申請者を含む全員分）

⑥市税の完納証明書

（滞納無証明書）

高知市役所 資産税課 税務証明係で、「完納証明書（滞納無証明書）」を取得（有料）いただき、ご提出ください。（共同申請者を含む全員分）

- 見積の際には、設置する長さ（圃場の延長）をあらかじめ計測しておくことと手続きがスムーズです。
- 見積書の宛名は申請者名（フルネーム）、見積日は令和8年4月1日以降で、有効期限は資材の購入見込日まで有効な日付としてください。
- 電気柵をセットで購入される場合、見積書にはセットの内訳を記載するようにしてください。（「〇〇セット一式」は不可）
- セットを購入希望の場合は、農林水産課へ事前にご相談ください。セット内容が一部補助対象外となる場合があります。（例）：「テスター」「予備乾電池」「予備バッテリー」「巻取機」
- 市税の完納証明書（滞納無証明書）は、地域の窓口センターでは発行できませんのでご注意ください。

4 その他の注意事項

- 申請後の交付決定前に資材を購入、設置をした場合は補助金の対象外となります。
- 共同で事業を実施しようとする場合は、事前にご相談ください。
- 電気柵を設置する場合は、設置の際に必ず危険表示版を設置してください。
- 予算には限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。
- 事業実施後に、実績報告書や施工後の写真等を提出ください（補助金のお支払いは事業完了後となります。）。

書類ご提出・お問合せ先：高知市農林水産部農林水産課 担当：中村・岡澤
住所：高知市本町5丁目1-45（第二庁舎 2階） 電話：088-823-9458